

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 19（2007）年度を目標年次とし、「生涯スポーツ社会の実現」を掲げた「はつかいちスポーツビジョン 21」を平成 9（1997）年 5 月に策定し、さらに平成 21（2009）年 3 月には、スポーツを「する」人、「みる」人、「ささえる」人の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で、明るく豊かな生活が送れる生涯スポーツ社会の実現を目指した「廿日市市スポーツ振興計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

この間、国においては、平成 22（2010）年 8 月に「スポーツ立国戦略」を策定し、その目指すべき姿として「新たなスポーツ文化の確立」を掲げるとともに、「する」「観る」「支える（育てる）」という視点から、すべての人にスポーツ機会を確保する方向性を打ち出し、また、平成 24（2012）年 3 月に「第 1 期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツ基本法の理念を具体化するとともに、今後のスポーツ施策の方向性を示しました。さらに平成 27（2015）年 10 月には、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として「スポーツ庁」が発足し、また、平成 29（2017）年 3 月には、スポーツの価値を「人生」が変わる、「社会」を変える、「世界」とつながる、「未来」を創る、という 4 つの観点から「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを基本とした「第 2 期スポーツ基本計画」を策定しました。その後、「第 2 期スポーツ基本計画」の着実な実施に向けて、平成 30（2018）年 9 月に「スポーツ実施率向上のための行動計画」及び「スポーツ国際戦略」を策定しました。

一方、広島県においては、平成 18（2006）年 4 月に「新広島県スポーツ振興計画」を策定し、豊かなスポーツライフの実現を目指して、地域スポーツ・ジュニアスポーツ・競技スポーツの基盤整備について示し、また、平成 26（2014）年 8 月に「広島県スポーツ推進計画」を策定し、県民一人一人がスポーツを通じて幸せと豊かさを実感できる、元気で活力のみなぎる広島県を実現し、全国をリードする存在を目指すことを明記しています。

こうした中、本市においては、平成 5（1993）年に佐伯総合スポーツ公園、平成 7（1995）年に廿日市市スポーツセンターを整備した後、平成 18（2006）年に廿日市市サッカー場、平成 19（2007）年に廿日市市パークゴルフ場、平成 22（2010）年に廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場と順次スポーツ施設を整備しました。また、はつかいち縦断みやじま国際パワートライアスロン大会や ASTC アジアトライアスロン選手権 2016/廿日市、全国都道府県対抗男子駅伝競走大会、佐北駅伝大会、市民スポーツ大会、2020 年東京オリンピック競技大会に向けたメキシコ選手団による事前合宿など、市民

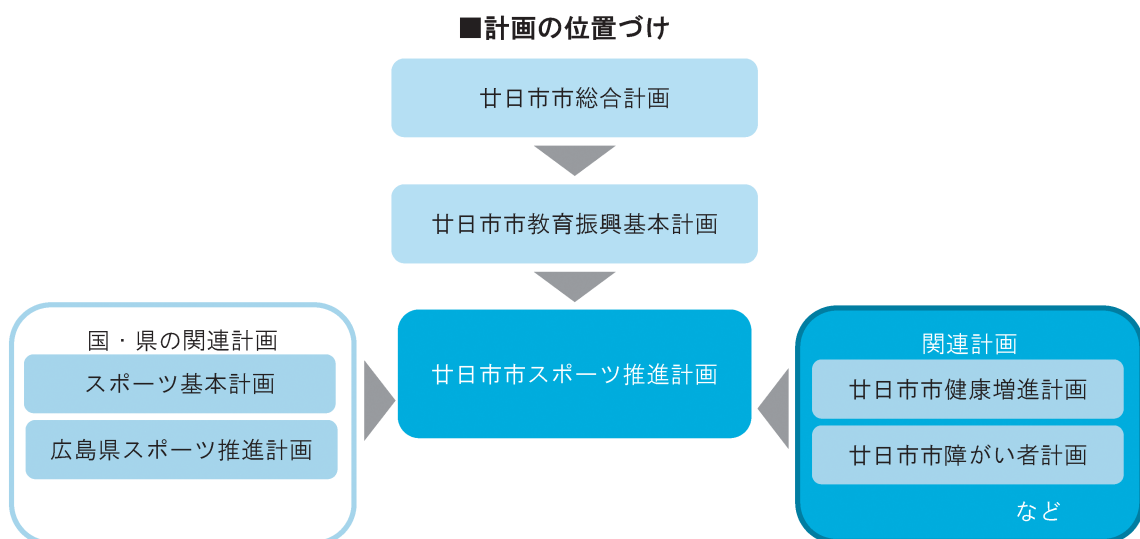
の誰もがスポーツに関わり、スポーツによる交流機会を持ち、健康で豊かな生活を営むことができる機会が増えています。

こうした状況を踏まえ、本市のスポーツ施策の基本的な考え方や重点的に取り組む施策を示す「廿日市市スポーツ推進計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画はスポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、国が策定した「スポーツ基本計画」及び「広島県スポーツ推進計画」を参酌し、本市の実情に即した「地方スポーツ推進計画」です。

また、「廿日市市総合計画」及び「廿日市市教育振興基本計画」のスポーツに関する分野別計画として位置づけるとともに、その他の関連計画との整合性を図ります。



3. スポーツの定義

本計画では、「スポーツ」の範囲を幅広く捉えており、勝敗を争ったり記録を競ったりするだけではなく、レクリエーションはもとより、身体を動かすこともスポーツとして捉えています。

ただし、単に幅広く捉えるだけでは、日常生活におけるすべての身体動作を含んでしまい、スポーツの本質から外れることから、体力づくりや健康の保持・増進のために身体を動かすことのように、計画的・継続的に実施しているものをスポーツとして捉えることとしています。例えば、運動不足解消のため、通勤手段を徒歩にしたり、エレベーター・エスカレーターの代わりに階段を使ったりすることであっても、それが意識的に実施していればスポーツに含まれます。

なお、スポーツを幅広く捉えるとしても、野球やサッカーといった競技性があるもの

として狭義に捉えられてしまう可能性もあることから、幅広い概念を意味させる場合には、「運動・スポーツ」や「レクリエーション・スポーツ」のように表します。

4. 計画の期間

計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 38（2026）年度までの 8 年間とします。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内で活動しているスポーツ活動団体の代表者や学識経験者、小中学校長などで構成する「廿日市市スポーツ推進審議会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、庁内の関係部署で構成する「スポーツ推進計画ワーキングチーム」において協議、検討を行いました。

さらに、市民や児童生徒を対象とした意識調査やパブリックコメントなどを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

（1）アンケート調査

■調査概要

調査対象	①一般市民/18 歳以上の無作為抽出した市内在住者 2,000 名
	②児童生徒/市内の小学校、中学校及び高等学校全 30 校の児童生徒

（2）スポーツ関係団体聞き取り調査

■調査概要

団体区分	実施団体
総合型地域スポーツクラブ	NPO 法人 廿日市スポーツクラブ
スポーツ団体	NPO 法人 廿日市市スポーツ協会
スポーツ施設指定管理者	ポラーノグループ廿日市
福祉団体	NPO 法人 廿日市市障害者福祉協会
民間事業者	（財）もみのき森林公園協会
	佐伯国際アーチェリーランド
	シオダスポーツ店

（3）パブリックコメント

計画に関して市民から幅広い意見を聴取するため、平成 31（2019）年 1 月 21 日から 2 月 15 日までの間、市役所、各支所及びホームページにおいて、パブリックコメントを実施しました。